

資料2

大阪市行政不服審査会について

行政不服審査法(抄)

第五章 行政不服審査会等

第二節 地方公共団体に置かれる機関

第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができます。

3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例(地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約)で定める。

大阪市行政不服審査法施行条例(抄)

(大阪市行政不服審査会)

第5条 法第81条第1項に規定する機関の名称は、大阪市行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

(審査会の組織)

第6条 審査会は、委員18人以内で組織する。

(審査会の委員)

第7条 委員は、学識経験者その他市長が適當と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(審査会の会長)

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
(審査会の部会)

第9条 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、法第81条第1項に規定する事項を処理させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の部会の運営)

第11条 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「審査会」とあるのは「部会」と、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 審査会は、前項において準用する前条第3項の規定により部会の議事が決されたときは、当該決議をもって審査会の決議とすることができる。

(調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(交付の方法)

第13条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象主張書面等（交付に係る主張書面又は資料をいう。以下同じ。）の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録（交付に係る電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(提出資料の写しの交付に係る手数料の額等)

第14条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「交付手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。

- 2 交付手数料は、市長が定める方法により前納しなければならない。
- 3 審査会は、法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により交付手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1 件につき 2,000 円を限度として、交付手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の交付手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による閲覧に係る手数料は、無料とする。

(送付による交付)

第 15 条 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を受けた審査請求人等は、交付手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、市長が定める方法により納付しなければならない。

(罰則)

第 16 条 第 7 条第 3 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(施行の細目)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

2 この条例の施行後最初に委嘱される審査会の委員のうち市長が定める者の任期は、第 7 条第 2 項本文の規定にかかわらず、3 年とする。

大阪市行政不服審査法施行細則

(提出資料の写し等の交付の求め)

第 4 条 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 対象主張書面等又は対象電磁的記録を特定するに足りる事項
- (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法
- (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について条例第 15 条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(提出資料の写し等の交付に係る手数料の減免手続)

第 5 条 条例第 14 条第 1 項に規定する交付手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を

求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の書面について準用する。

(審査会の庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務局及び財政局において処理する。

(審査会の運営の細目)

第7条 条例及びこの規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の会長が定める。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

(参考)

行政不服審査法

第五章 行政不服審査会等

第一節 行政不服審査会

第二款 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第七十六条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第七十七条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第七十四条の規定による調査をさせ、又は第七十五条第一項本文の規定による審査関係人の意

見の陳述を聽かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第七十八条　審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2　審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするとときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聽かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4　第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5　審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(答申書の送付等)

第七十九条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。